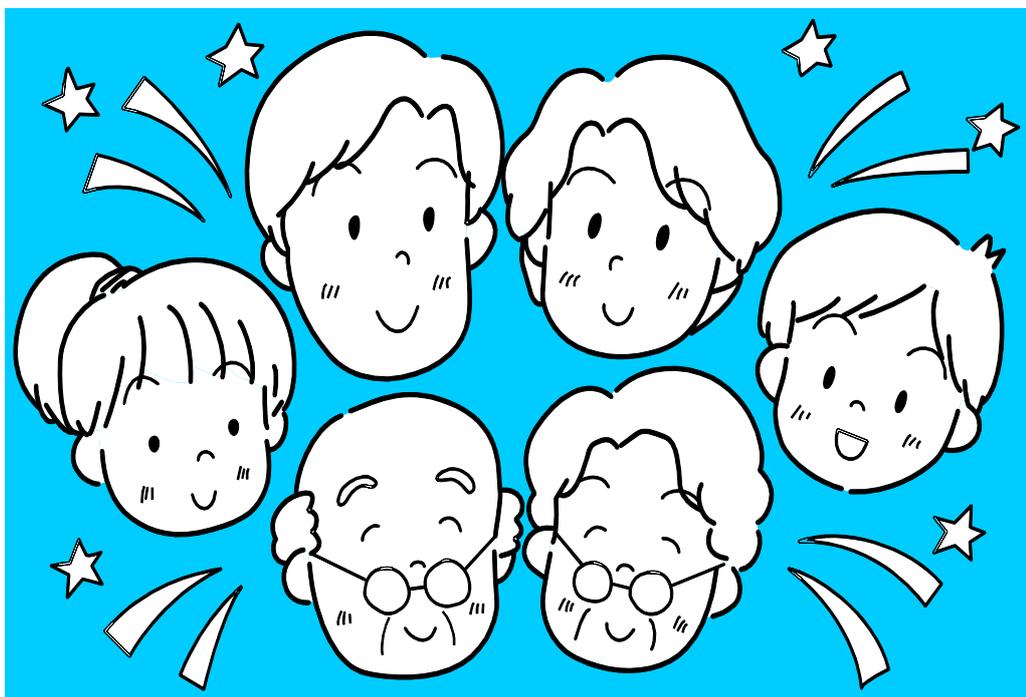


介護保険の

住宅改修

介護が必要となってからも住み慣れた自宅で自立した生活を送るために介護保険制度では、在宅サービスのひとつとして、「住宅改修費の支給」があります。転倒予防や、生活環境の整備などの目的で行う小規模な住宅改修が対象となります。



長浜市

介護保険から住宅改修費の支給が受けられます！

住宅改修費は、手すりの取り付け等の一定の住宅改修を実際に居住する住宅について行った時に支給されるものです。

改修する場所や方法は、利用される方の身体状況や、介護者の状況等実際の動きを検討したうえで、決めることが望ましいです。もしも動作の確認をするうえで危険が伴うようでしたら普段の状態を参考に決めましょう。

将来的に必要と見込まれる住宅改修ではなく、現在の状態で利用される方が生活をするために必要な住宅改修が対象となります。

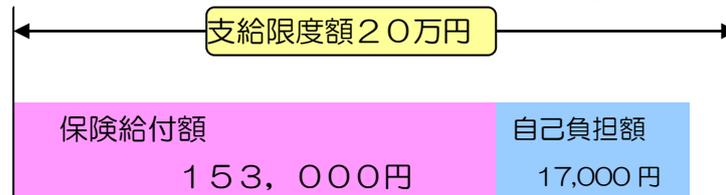
■ **対象者** 介護保険の要介護認定で要支援1～2、または要介護1～5と認定された人。
介護保険料に未納がない人。

■ **支給** 要介護状態区分にかかわらず、支給限度額を20万円として住宅改修に要した費用の7割～9割(被保険者の負担割合で決まります。)が、介護保険から支給され、自己負担は1割～3割となります。
改修費用が20万円を超えた場合は、その部分は全額自己負担となります。
利用できるのは、現在の住まい(被保険者証の住所地)の改修のみです。



例 (負担割合が1割の場合)

○改修費用が17万円するとき(残額の3万円は再度改修が必要な時に申請できます。)



○改修費用が20万円を超えるとき



いったん改修費用の全額を利用者が支払い、市に申請すると、後から保険給付分(7割～9割)が、支給されます。(償還払い)

※支払いには、3か月以上かかります。

改修事業者の同意があれば、支払いを自己負担分のみとし、申請後の支給を改修事業者にすることが可能です。



住宅改修の内容

介護保険の住宅改修費の支給を受けられる改修は以下のとおりです。

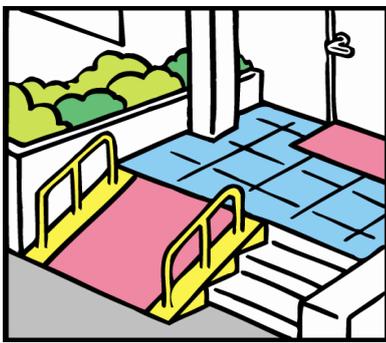
(1) 手すり取付け

廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路部分等に転倒予防、移動または移乗動作を目的としたもの。

ただし、建築工事を伴わない手すりは対象外になります。



(2) 段差の解消



居室、廊下、便所、浴室、玄関などの各室間の床段差、玄関から道路までの通路等の段差を解消する。敷居の高さ変更、スロープ設置、スロープ設置に伴う転落防止柵の設置、床のかさ上げ、通路等の傾斜の解消など。

ただし、福祉用具貸与に当たるスロープや、福祉用具購入に当たる浴室内すのこなどは対象外です。

また、昇降機、リフトなど動力機器の設置工事は除きます。

(3) 滑り防止及び円滑な移動のための床または通路面の材料変更

居室内の畳から板張りやビニール系床材等への変更、浴室の滑り防止のための床材変更、通路面の舗装材への変更など。

(4) 引き戸等への扉取り替え

開き戸を引き戸、折り戸、アコーディオンカーテン等、扉全体の取替えや撤去、ドアノブの変更、戸車の設置、開き戸の吊元変更。

(5) 洋式便器への便器の取り替え

和式便器から洋式便器への取り替え。暖房機能、洗浄機能が付加された便器も含まれます。ただし、既存の洋式便器へこれらの機能を付加する場合は対象外になり、福祉用具の腰掛便座は除きます。非水洗和式便器から水洗洋式便器または簡易水洗様式便器に取り替える場合は、水洗化の部分は含まれません。



(6) その他付帯工事

(1)～(5)に付帯して必要となる工事。

- 手すり取り付けのための壁の下地補強
- 浴室床段差解消に伴う給排水設備工事など
- 床材変更のための下地補強や路盤の整備など
- 扉取替えに伴う、壁や柱の改修工事
- 便器取替えに伴う給排水設備工事（水洗化に係るものを除く）
- 便器の取替えに伴う床材の変更など

住宅改修費の支給申請のしかた

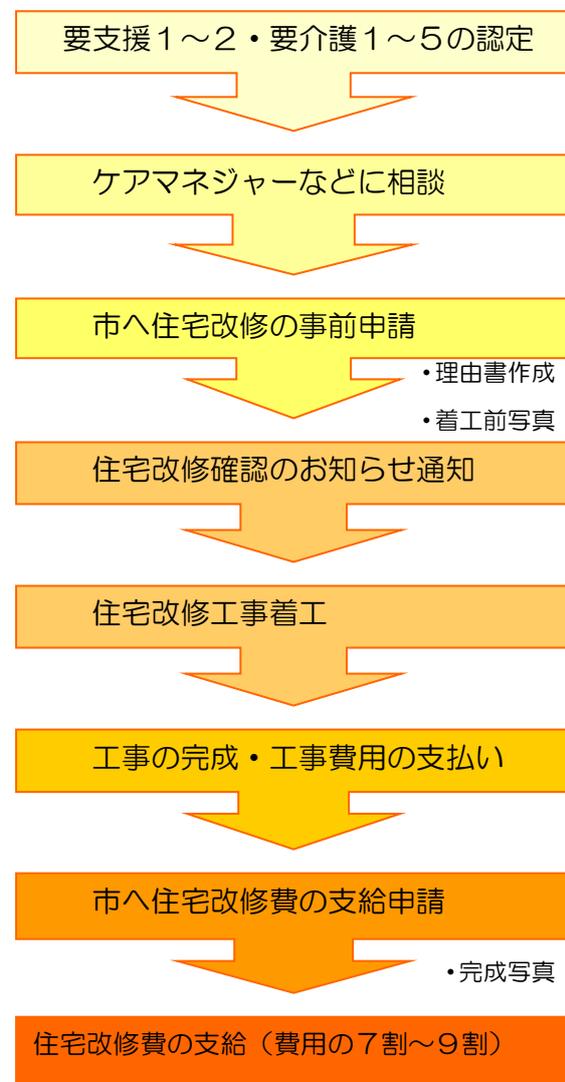
住宅改修費は工事着工前に申請が必要です。

介護保険で住宅改修を行うには、要介護認定により要支援1・2、または要介護1～5と認定されていることが前提です。

住宅改修費の支給については、工事にかかった費用をいったん利用者が全額支払い、必要書類を添付し、市に申請すると、その工事内容が介護保険の給付対象である場合に、保険給付分（**20万円を限度額として、かかった費用の7割～9割**）が利用者に支給されますが、着工前に市に申請をしておくことが必要です。

※ 介護保険で利用できる費用の上限は、要介護状態区分にかかわらず20万円で、利用者はその1割～3割を負担します。

手続きのながれ



※支給は指定口座への振り込みになります。
(支払いには、3か月以上かかります。)

利用の際には、希望する改修の内容が介護保険の対象か事前に相談しましょう。



ケアマネジャーや市の窓口へ相談しましょう！

★高齢者小規模住宅改造経費助成事業を合わせて利用される場合は、工事を実施する前にご相談ください。

申請に必要な書類

住宅改修費の支給申請に当たっては、下記の書類が必要となります。

必要な書類

※被保険者などが自ら改修する場合は「住宅改修Q&A（Q4）」も参考にしてください。

I 事前申請

- ① 住宅改修事前承認申請書
- ② 住宅改修が必要な理由書
- ③ 工事費見積書
- ④ 改修予定箇所の写真（日付入り、取付位置を記入した施工後イメージが分かるもの）
- ⑤ 改修後の完成予定状態がわかるもの（図面等）
- ⑥ 住宅所有者の承諾書（所有者が被保険者以外の場合）
- ⑦ 委任状（申請者、振り込み先口座が被保険者以外の場合）

II 変更届

事前申請から内容に変更がある場合に必要です。変更によって介護保険の対象外となる場合がありますので、必ず事前にご相談ください。

III 住宅改修費の支給申請

- ① 住宅改修費支給申請書
- ② 住宅改修に要した費用の領収証
（振込先が改修事業者の場合、領収証の金額は自己負担分のみとなります。）
- ③ 完成後の写真（日付入り）

IV 添付書類の書き方

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（別添参照）

申請者は、被保険者本人です。（本人以外の場合、委任状が必要です。）

住宅の所有者欄・・・所有者名（名義人）を記入してください。

改修の内容・箇所及び規模・・・改修内容を簡単に記入してください。

改修費用・・・支払った額（請求額）を記入してください。

口座振込依頼欄・・・被保険者本人の口座

本人の口座でない場合、委任状が必要です。

領収証・・・宛名は明確に。被保険者あて。

領収証の金額は、住宅改修費の支給対象とはならない工事など、
全体の費用のものでもかまいません。

領収証は写しでも可。但し、領収証の原紙を確認させていただきます。

工事費見積書・・・工事の内訳を明記し、材料費、施工費、諸経費などを適切（明細等）
に区分してあるもの。対象外の工事が含まれている場合、住宅改修
の対象工事の算出方法が明示されている必要があります。

見取り図・・・工事箇所の見取り図。

改修箇所を明記してください。

段差の解消を行う場合は、改修前後の高さを明記してください。



写 真・・・改修前、改修後の日付け入りの写真。

改修箇所がはっきりとわかるように、改修前後は同じアングルで撮影してください。

(工事途中の写真は不要です。写真の撮影代、現像代は支給の対象にはなりません。)

改修前の写真には、施工後のイメージが分かるよう、取付位置等を明記してください。

踏み台や室内用スロープ等を設置される場合は、改修後に固定箇所の写真を撮影してください。

住宅改修が必要な理由書

ケアマネジャー、または市から委任を受け住宅改修について相談助言を行っている地域包括支援センターに作成を依頼します。

被保険者の心身の状況及び日常生活上の動線、住宅の状況、福祉用具の導入状況などを総合的に勘案し、必要な住宅改修の工事種別とその選定理由を記載してください。

なお、**理由書の作成は工事の着工前です。**

理由書の作成については、まず担当のケアマネジャーまたは地域包括支援センターにご相談ください。

※理由書作成業務は、居宅介護支援事業の一環であるため、被保険者から別途費用を徴収することはできません。また工事の設計、施工を行わないにもかかわらず被保険者から改修工事を請け負い、改修事業者に一括下請けさせたり、改修事業者から仲介料や紹介料を徴収することは認められません。

住宅の所有者の承諾書・・・住宅所有者の改修工事に対する承諾書です。(家族でも必要)

アパートなどの賃貸住宅の場合は大家さんや管理人さんなどの所有者になります。

また県営、市営住宅の場合は、県・市の許可が必要となりますので、許可証を添付してください。

委 任 状・・・委任状は申請者や費用の振り込み口座の名義人が違う場合に必要です。

委任者について、氏名を自署しない場合(代筆の場合)は記名押印をお願いします。

ご注意ください！住宅改修のトラブルが増えています



「ケアマネジャーの紹介で」という虚偽の営業、訪問による強引な勧誘、根拠のない値引きと不当に高い請求、 unnecessaryな追加工事……。高齢者を狙った悪質業者による**トラブルが増えています。**

工事が始まってからでは、手遅れになりかねません。住宅改修をする時は、必ず事前に相談をしましょう。

※悪質な訪問販売などでお悩みの場合は、市の消費生活相談(65-6567)へ相談してください。

住宅改修Q & A

Q1 住宅改修はどれくらい利用できますか？

A1 現在居住する住宅について、支給対象額20万円までなら、分割して利用することができます。ただし、以下の場合はリセットされ、再度20万円利用することができます。

◎転居した場合

◎要介護状態区分が最初の改修を

行った時より3段階以上上がった場合

(※要支援2と要介護1は同段階と扱われます。

例えば、要支援1から要介護2は×)

※リセットされた場合、最初の改修で残額があったとしても、使っていない金額を上乗せすることはできません。

転居前住宅
20万円利用



転居後住宅
20万円利用

再度利用可能

要支援1
20万円利用



要介護3
20万円利用

Q2 同じ家に複数の要介護者がいるときは、いくらまで利用できますか？

A2 要介護(支援)者が複数いる場合、被保険者ごとに住宅改修費を申請することになります。ただし、一つの住居で複数の被保険者にかかる住宅改修が行われた場合、各被保険者ごとに対象となる工事を設定し、重複しないようにします。

Q3 新築または増築の場合は対象になりますか？

A3 新築は対象になりません。新築工事の完成後に住宅改修の対象工事を行う場合は対象となります。

増築の場合、新たに居室を設ける場合は、対象になりませんが、廊下や便所などの拡張に伴って、手すりを取り付ける場合などは、それに要した費用のみ支給対象です。

Q4 被保険者などが自ら改修する場合、支給されるのは？

A4 被保険者が材料を購入し、本人やその家族などにより改修が行われた場合、購入した材料費用が支給対象となります。

事前申請書類への工事費見積書添付が困難な時にはレシート等の写しを添付してください。なお、工事費見積書のかわりにレシート等を添付した場合でも、着工は住宅改修確認のお知らせ通知後に行ってください。また、工事完了後の住宅改修の支給申請時に添付する領収証及び工事費内訳書としては、レシート等の写しを添付してください。(購入しても使用しなかった材料、承認しなかった材料は支給対象にはなりません。)

高齢者小規模住宅改造経費助成事業

高齢者保健福祉サービスの一つで、主に介護保険の対象となるような寝たきり等の人が対象となるサービスです。介護保険の住宅改修と合わせて使うことができます。(介護保険の住宅改修が優先となります。)

内 浴室、トイレ等の段差解消や手摺り設置等の小規模な住宅改造に係る経費に対して助成します。(対象経費は464,000円を上限とし、1/2の額を助成します。)

容 ※介護保険住宅改修利用分については、対象経費から除きます。

対 65歳以上の準寝たきり、寝たきりの高齢者で市税、介護保険料、国民健康保険料(税)及び後期高齢者医療保険料の滞納のない人。

象 本人の要介護状態区分が「要介護2」以上である人。

者 本人の当該年度(4月から6月の申請にあつては前年度)の市民税が非課税である人。

個人負担 助成額との差額および対象外経費。

申請等 着工後の助成はできません。工事の前に事前にご相談ください。

○詳しくは、長浜市介護保険課 介護保険係(電話65-8252)までお問い合わせください。
在宅重度障害者住宅改造助成事業については、長浜市しょうがい福祉課
(長浜市役所1階 電話 65-6518)までお問い合わせください。

～お問い合わせ先～

〒526-8501 長浜市八幡東町632番地

長浜市役所 介護保険課 介護保険係

TEL 0749-65-8252 FAX 0749-64-1437



●理由書作成などの相談については、
担当地域の地域包括支援センターへ、まず、お電話ください。

南長浜地域包括支援センター 65-8352

神照郷里地域包括支援センター 65-8267

浅井びわ虎姫地域包括支援センター 73-2653

湖北高月地域包括支援センター 85-5702

木之本余呉西浅井地域包括支援センター 82-3570